

1. 中央卸売市場の役割

中央卸売市場は、毎日の食生活に欠くことのできない生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図るため、農林水産大臣の認定を受けて開設・管理運営する中核的な流通拠点施設です。

本場は、全国で初めて県営の中央卸売市場として昭和52年5月に開設されました。本場の特色として、県全域を1つの広域流通圏としている点に大きな特徴があります。

そのため、開場以来、「県民の台所」として、大きな役割を果たしています。

2. 中央卸売市場の機能

中央卸売市場の役割としては、以下の機能が挙げられます。

- (1) 集荷機能：多種多様な生鮮食料品を、全国各産地をはじめ国外からも集荷します。
- (2) 価格形成機能：卸売業者（売り手）と仲卸業者や売買参加者（買い手）が、せり売・入札あるいは相対による公正かつ効率的な売買取引を通じて適正な価格を形成させます。
- (3) 分荷機能：仲卸業者は買い受けた商品を、仕分け・加工等を行った上で量販店や小売店に販売・配送しています。
- (4) 代金決済機能：これら一連の流通段階で発生した代金決済を、迅速かつ確実に行うことにより、出荷者との信頼関係を保持し円滑な流通基盤としての機能を果たしています。
- (5) その他の機能：その他、産地情報や消費者動向を収集し双方に発信する情報提供機能や、食中毒の防止に努めるなど衛生管理機能があります。また、台風や地震等の災害時に食糧の緊急確保を図る災害対応機能があります。

こうした機能により、生産者は商品を安心して出荷でき、一方、小売商は生鮮食料品等を安定して仕入れることが可能となります。市場は消費者に安全・安心な生鮮食料品を適正な価格で供給するという重要な役割を担っています。

3. 取引のしくみ

